

2021年12月14日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都 福祉保健局長 殿

## 【住居喪失者への支援に関する要望】

### [1]年末年始の東京都による一時宿泊場所確保に関連する要望

年末年始の公的機関閉所期間に、住まいがない方への一時宿泊場所提供が東京都によって行なわれることと存じます。必要な方に支援の情報が確実に届くよう、また宿泊場所退去後には福祉制度につながり居宅生活へ円滑に移行できるよう、以下を要望します。

- 支援の情報については、全体像がわかりやすいよう示すとともに、積極的に広報すること（TV、ウェブ、SNS、ネットカフェ等での掲示、日雇い求人サイト等への掲載など）。
- 住まいがない方が付近の福祉事務所等で一時滞在場所の利用を申し込めるよう、また一時的な滞在と並行して生活保護を申請するなど円滑な対応を可能にできるよう、各区市でも年末年始期間中に相談や申請に対応する体制を整備するよう図ること。
- 一時宿泊場所を退去する際には、本人の意思を尊重しつつ、必要な福祉制度を利用できるよう図ること。特に、生活保護利用する際には、居宅生活へと円滑に移行できるよう、各区市や関係部局と連携を図り、利用可能な居宅の確保につとめること。

### [2]住居喪失者への一般的な支援に関する要望

コロナ禍による経済停滞の影響などから、多くの方が生活に困窮する事態となり、感染状況が落ち着きを見せる現在でも、住まいを失うまたは失う可能性のある方が数多くみられます。特に住まいを失った方が生活保護を利用した際に居宅生活に円滑に移行することが難しいことや、区市による対応に格差がみられるなど、改めて住まいのセーフティネットの脆弱な部分があらわになりました。年末年始の緊急対応と同時に、セーフティネットのシステムを見直し改善していくために、以下を要望します。

#### (1)一時的な宿泊場所の確保

- 今後も厳しい雇用情勢や感染再拡大が予想される中で、住まいがない方への一時的な宿泊場所（感染対策の取れるビジネスホテル）の提供を年末年始に限らず継続すべきであること。
- 住まいがない方が発熱・コロナウイルス感染した際には、検査結果を待っている間や療養施設への入所・入院を待っている間に滞在できる宿泊場所を確保すること。

(2)住まいや所持金がない方が生活保護申請した際の対応の、より高い水準での標準化

- 区市における現在地保護の徹底を図ること。
- 所持金がない方への法外貸付の標準化を図ること。
- 本人が希望しない場合に扶養照会を行わないという運用の徹底を図ること。
- 感染対策や本人のプライバシーの確保に配慮し、協議済みホテル等個室の滞在場所の利用を積極的に促すこと。また、上記の枠組みはホテルの空き状況等により確実に利用できるとは限らないため、一時生活支援事業によるアパート借り上げ、居宅生活移行緊急支援事業などを利用し個室を確保するよう、区市に働きかけ、都としても必要な支援を行なうこと。

(3)住まいへのアクセス確保

- 生活保護利用者については居宅保護の原則を徹底するべく、公営住宅の利用や応急仮設住宅の適用等、利用できる住まいを確保すること。
- 各区市で居宅生活移行への取り組みが積極的に行えるよう、働きかけるとともに必要な支援を行なうこと。また、ノウハウを水平展開できるように情報共有や支援を行なうこと。
- 居住支援法人や非営利団体との連携による公営住宅の利用など、生活保護利用に限らず生活困窮者が利用できる居宅を確保すること。

(4)上記を実現する上で必要な調査の速やかな実施

- 住まいがない方が公的支援を受けた場合、居宅生活が実現できているかを把握するための移行先の居住形態の調査実施と統計的な結果の公開
- 各区市において住まいがない方が生活保護を希望した際の実態調査(相談件数、申請件数、保護決定件数、移行先の住まいの形態、居宅への移行実績、失踪数など)の実施と公開
- 現在、住居喪失者が生活保護申請した場合に斡旋される施設には、劣悪な環境の施設も含まれるとの報告がある。立ち入り調査等を行ない、各施設のより具体的な実態を把握すること。

※賛同団体:一般社団法人あじいる、一般社団法人つくろい東京ファンド、一般社団法人反貧困ネットワーク、新型コロナ災害緊急アクション、特定非営利活動法人 TENOHASI、NPO 法人ビッグイシュー基金、有限会社ビッグイシュー日本、認定 NPO 法人世界の医療団、社会慈業委員会ひとさじの会、四ツ谷おにぎり仲間、年越し支援・コロナ被害相談村、ホームレス総合相談ネットワーク、(呼びかけ:北畠拓也)